

進路通信 第2号

大阪府立八尾支援学校
進 路 部
平成 30 年 6 月 22 日

初夏の候、日頃は本校の教育活動にご協力をいただきお礼申し上げます。
さて、5月10日に実施しました『福祉懇談会』についてご報告いたします。

◆『福祉懇談会』

5/10（木）、高等部3年生保護者対象の福祉懇談会が今年も開催されました。

この懇談会では、卒業を控え進路を決定していく上での様々な手続きの進め方やサービスの利用について関係機関の方に直接説明をしていただいています。また、関係機関の方の紹介や顔合わせを目的に毎年行っています。

まずは全体会で大阪府障がい者自立相談支援センターの業務内容、相談（面談）の手続きについて説明をおこないました。主に、18歳になると療育手帳の更新手続きの場所が子ども家庭センターから大阪府障がい者自立相談支援センターに変更になるということや、その際の手続きの順序についての説明をしました。また、センターで実施している進路相談（高3生対象）の説明もありました。

その後は地域別懇談会ということで各市に分かれて、それぞれの市の関係機関から説明がありました。

市の福祉課・福祉事務所

卒業後の福祉サービスの利用（作業所の利用申請）に向けた制度の説明がありました。18歳から障がい「児」から障がい「者」となり対象のサービスが変わるとということや、生活介護型の事業所の利用に必要な障がい支援区分（区分3以上必要）の区分認定の申請方法、卒業後すぐの就労継続支援B型事業所の利用方法等の詳しい説明をしていただきました。また、市内の相談支援事業所や作業所等の各事業所の一覧も配付していただきました。

障害者就業・生活支援センター

センターの紹介と業務内容の説明がありました。対象は主に就労しているもしくは就労を目指している方であり、働いている中での困ったことや不安に思うことについての相談をうけているということについて、またセンターへの登録方法についての詳しい説明をしていただきました。

委託相談支援事業所（生活支援センター）

センターの紹介と業務内容の説明がありました。相談の方法やサービス利用計画の作成手順を紹介していただき、普段の生活で困っていること、不安に思っていること等の内容の相談をうけているということについて説明していただきました。

関係機関からの説明を受けた後は保護者の方からの質疑応答の時間が設けられ、サービス利用についての申請の時期、タイミングについて等の具体的な質問に対して関係機関の方に対応していただきました。

○参加していただいた関係機関○

八尾市障がい福祉課、東大阪市障害者支援室

東大阪市障害者就業・生活支援センター J-WAT、八尾・柏原障害者就業・生活支援センター

障害者生活支援センター ひびき、相談支援センター マーレ

障害者・児生活支援センター あっぷる